

公的年金の将来： 鍵を握る賃金・物価と労働生産性

—2014年財政検証を基に—

法 専 充 男

Mitsuo HOSEN. Future of Japan's Public Pension: Crucially Dependent on Wage, Price and Labour Productivity. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.15 – 23.

The second financial verification report of Japan's public pension scheme was made public last June. In the report, a relatively optimistic view on the scheme was presented both in terms of financial sustainability and of real pension benefits. However, this optimistic view is crucially dependent on the assumptions made in the report, i.e., the steady wage/price/ real wage increase. The rates of increase in wage/price/real wage in the recent past were much lower than these assumptions. If these assumptions are not materialized in the next couple of decades, the future of Japan's public pension will be darker than the picture depicted by the report.

はじめに—背景と目的

2004年の年金制度改革以降二度目となる公的年金の財政検証結果が2014年6月に公表された。今回の財政検証では、前提となる諸変数について複数のケースを想定し、将来の経済情勢などの諸条件如何によって結果が異なることを明示した点が大きな特徴である。しかし、今回の財政検証のほとんどのケースで、新規裁定者の実質年金受給額は増加し、しかも年金財政は持続可能という比較的良好な将来像が描かれている。本論文では、こうした将来像を描くことが可能なのは、賃金上昇率、物価上昇率、さらには両者の差である実質賃金上昇率について楽観的な仮定が置かれているからであり、そうした楽観的な仮定が満たされなかった場合、公的年金の将来は大変厳しいものとなる可能性が高いことを明らかにする。

第1節では、公的年金の将来を評価する際に、厚生労働省が従来から用いている所得代替率に加え、実質年金受給額という指標を用いることが有益であることを主張する。

次に第2節では、毎年の年金受給額決定の仕組みを解説する。

その上で第3節では、所得代替率と実質年金受給額という両変数の毎年の変化率が賃金・物価上

昇率及びマクロ経済スライド調整率によってどのように決まるのかをみる。

第4節では、2014年財政検証のほとんどのケースで、高めの賃金・物価上昇率が想定され、また実質賃金上昇率がマクロ経済スライド調整率よりも高く設定されていることにより、新規裁定者の実質年金受給額が増加し、しかも年金財政は持続可能という将来像が描かれていることを明らかにする。

次いで第5節では、近年の賃金・物価動向は2014年財政検証が想定する姿とは大きくかけ離れている点を指摘する。

最後に第6節では、本論文における分析の政策的含意を整理する。

1. 年金制度の評価に用いる指標

本論文では、公的年金の将来を評価する際の基準として年金受給額の十分性と年金財政の持続可能性との二つを採用する。前者を測るための指標としては実質年金受給額（年金受給額を消費者物価でデフレートしたもの）を、後者を測るための指標としては所得代替率を用いる。

厚生労働省はこれまで年金受給額の十分性と年金財政の持続可能性との双方を測る指標として所

得代替率を用いてきた。この所得代替率は、標準的な年金受給額の現役世代平均手取り賃金に対する比率である。年金財政の収入サイドである年金の保険料は現役世代の賃金に比例して増減することから、所得代替率が高まれば、年金財政にマイナスの影響を及ぼすことになる。したがって、この所得代替率でみるかぎり、年金受給額の十分性と年金財政の持続可能性とは常にトレード・オフの関係にある。所得代替率が高まれば、現役世代の賃金と比較した年金受給額は増加し、年金受給額の十分性は向上するが、財政の持続可能性は低下する。逆に所得代替率が低下すれば、年金の持続可能性は高まるが、年金受給額の十分性は低下する。

因みに、厚生労働省は、新規裁定者（新たに年金を受給する者）の所得代替率のみに着目しており、年金財政の持続可能性を高めるために、新規裁定者の所得代替率（2014年度62.7%）を今後徐々に下げていくが、年金受給額の十分性の観点から50%よりは下げないことを目標としている。そして、新規裁定者の所得代替率が50%を下回る場合には、年金保険料を含め抜本的な制度の見直しを行うこととしている。

この所得代替率はあくまで現役世代の平均手取り賃金と比べた年金受給額の比率を示すものであり、いわば相対的な指標である。しかし、年金受給額の十分性を判断するための基準としては、絶対的指標ともいえる実質年金受給額の方がより適切であると考えられる。年金を受給する高齢者にとっては、現役世代の平均手取り賃金に対する年金受給額の比率よりも、消費者物価（CPI）でデフレートした実質年金受給額、すなわち年金でどれだけの商品・サービスを購入できるかの方がより重要と考えられるからである。また、以下の分析から明らかとなるように、実質年金受給額を年金受給額の十分性を測る指標として採用し、これと所得代替率という財政の持続可能性の指標との二つの指標を用いることにより、公的年金制度の有する問題点についてよりの確に光を当てることが可能となる。

2. 現行の年金受給額の改定ルール

まず、現行の年金受給額の改定ルールについてみてみよう。新規裁定者については賃金上昇率をベースに改定し、既裁定者（既に年金を受給している者）については消費者物価上昇率（以下、物価上昇率と略す）をベースに改定する。ただし、このルールが適用されるのは賃金上昇率が物価上昇率を上回る場合だけである。

このようにして新規裁定者、既裁定者別にベースとなる改定率を決め、その上で両者の改定率に対してそれぞれマクロ経済スライドによる調整を施す。マクロ経済スライドというのは、2004年の年金改革時に導入された制度であり、少子高齢化が急速に進展していく中で、将来世代の負担を過大なものとしないう、緩やかに年金の給付水準を引き下げる仕組みである。具体的には、

マクロ経済スライド調整率

= 公的年金全体の被保険者の減少率（過去3年度平均）+ 平均余命の伸びを勘案した一定値（0.3%）

と定義し、賃金・物価上昇率をベースにした改定率からこの調整率の分だけ差し引くことにより、毎年の年金額の改定率を求める。2014年財政検証では、このマクロ経済スライド調整率は今後20年間平均で年1%強と想定されている。

賃金上昇率が物価上昇率を下回る場合には、両者が正か負かにより、ベースとなる改定率は以下のルールに従い決められ、その上でマクロ経済スライド調整が施される。

a $0 < \text{賃金上昇率} < \text{物価上昇率}$ のケース

新規裁定者： 賃金上昇率

既裁定者： 賃金上昇率

b $\text{賃金上昇率} < 0 < \text{物価上昇率}$ のケース

新規裁定者： 0%（据え置き）

既裁定者： 0%（据え置き）

c $\text{賃金上昇率} < \text{物価上昇率} < 0$ のケース

新規裁定者： 物価上昇率

既裁定者： 物価上昇率

こうして見てわかるように、賃金上昇率が物価上昇率を下回る場合にはある意味アドホックなルー

ルが適用されている。なお、この賃金上昇率が物価上昇率を下回る場合の年金受給額改定ルールについては、厚生労働省も今後変更する方向で検討中である。

しかし、現行のルールではマクロ経済スライドによる調整は毎年完全に実施されるわけではない。賃金・物価による改定率がマイナスの場合には同スライドは全く実施されない。また、賃金・物価による改定率がマクロ経済スライド調整率よりも小さい正の数値の場合には、マクロ経済スライドによる調整は部分的なもの（賃金・物価による改定率分）にとどめ、年金額の改定率は0%とする。もし仮に同スライドを完全に実施した場合、同改定率はマイナスとなり、年金受給額は引き下げられることになるが、そこまでの調整は行わないことになっている。マクロ経済スライドに関する以上のルールを厚生労働省は名目下限ルールと呼んでいる。

デフレ経済の下で賃金・物価の趨勢的下落が続いてきたこと、またマクロ経済スライドによる調整は特例水準¹⁾が解消されるまでは実施しないと決められていたことから、マクロ経済スライドによる調整は、この制度が導入された2004年度から2014年度まで一度も実施されず、2015年度になって初めて実施されることになった。このマクロ経済スライド調整の長期にわたる未実施は、現在受給世代の年金水準の高まり、年金財政の悪化、将来受給世代の年金水準の低下などの大きな問題をもたらしたが、紙幅の制約もあり、この問題については本論文ではこれ以上扱わないこととする。

3. 所得代替率・実質年金受給額の変動要因

次に、以上の年金受給額改定ルールを基に、新規裁定者と既裁定者のそれぞれについて、所得代替率と実質年金受給額とがどのように決まるのかみてみよう。この点については、年金受給額の改定ルールの違いから、賃金上昇率と物価上昇率との大小関係、また両者が正か負かによって異なるので、いくつかのケースに分けてみる必要がある。

① 物価上昇率<賃金上昇率のケース

まず、物価上昇率<賃金上昇率のケースについ

て考えてみよう。この場合、新規裁定者の年金受給額は「賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率」で変動することになっているため、現役世代の平均手取り賃金に対する比率である所得代替率は、

$$\begin{aligned} & (\text{賃金上昇率} - \text{マクロ経済スライド調整率}) - \text{賃金} \\ & \text{上昇率} \\ & = -\text{マクロ経済スライド調整率}^2) \end{aligned}$$

で変動することになる。要するに、毎年マクロ経済スライド調整率の分だけ低下することになる。ただし、既に述べたように、現行ルールでは同スライド調整は全く実施されない、あるいは部分的にしか実施されない可能性がある。また、実質年金受給額は、受給額を物価でデフレートしたものであるから、新規裁定者のそれは、

$$(\text{賃金上昇率} - \text{マクロ経済スライド調整率}) - \text{物価} \\ \text{上昇率}$$

同じことであるが、

$$(\text{賃金上昇率} - \text{物価上昇率}) - \text{マクロ経済スライド} \\ \text{調整率}$$

すなわち、

$$\text{実質賃金上昇率} - \text{マクロ経済スライド調整率}$$

で変動することになる。したがって、実質賃金上昇率がマクロ経済スライド調整率を上回れば増加し、逆に下回れば減少することになる。ただし、先にも述べたとおり、現行ルールではマクロ経済スライドは全く実施されないか部分的にしか実施されない可能性がある。

次に、同じく物価上昇率<賃金上昇率の領域で、既裁定者の所得代替率及び実質年金受給額がどのように決まるのかみてみよう。この領域では、既裁定者の年金受給額は「物価上昇率-マクロ経済スライド調整率」で変動することから、所得代替率は、

(物価上昇率－マクロ経済スライド調整率)－賃金
上昇率

同じことであるが、

(物価上昇率－賃金上昇率)－マクロ経済スライド
調整率

すなわち、

－実質賃金上昇率－マクロ経済スライド調整率

で変動することになる。実質賃金上昇はこの領域
ではプラスの値をとることから、所得代替率は必
ず低下する。また、既裁定者の実質年金受給額は、

(物価上昇率－マクロ経済スライド調整率)－物価
上昇率

すなわち、「－マクロ経済スライド調整率」で変動
することになる。したがって、この領域ではマク
ロ経済スライド調整が部分的にでも実施されれば、
実質年金受給額は減少し、同スライドが全く実施
されなければ変化しないことになる。

② 賃金上昇率<物価上昇率のケース

賃金上昇率が物価上昇率を下回る場合は、両変
数が正か負かによって三つのケースに分けること
ができる。

②－a $0 < \text{賃金上昇率} < \text{物価上昇率}$ のケース

新規裁定者、既裁定者ともに、年金受給額は、
賃金上昇率－マクロ経済スライド調整率

で変動することから、両裁定者とも所得代替率は
「－マクロ経済スライド調整率」で、また実質年金
受給額は、

実質賃金上昇率－マクロ経済スライド調整率

で変動することになる。

②－b 賃金上昇率<0<物価上昇率のケース

年金受給額は、新規裁定者、既裁定者ともに
「0%－マクロ経済スライド調整率」、すなわち「－
マクロ経済スライド調整率」で変動する。したがっ
て、所得代替率は「－賃金上昇率－マクロ経済ス
ライド調整率」で、また実質年金受給額は「－物
価上昇率－マクロ経済スライド調整率」で変動す
ることになる。

②－c 賃金上昇率<物価上昇率<0のケース

年金受給額は新規裁定者、既裁定者ともに「物
価上昇率－マクロ経済スライド調整率」で裁定さ
れることから、所得代替率は「－実質賃金上昇率
－マクロ経済スライド調整率」で、また実質年金
受給額は「－マクロ経済スライド調整率」で変動
することになる。

以上、賃金上昇率と物価上昇率との大小関係、
さらには両変数が正か負かによって4つのケー
スに分けて、新規裁定者、既裁定者別に所得代替率、
実質年金受給額がどのように決まるのかをみてき
た。この結果をまとめたのが表1である。この表
から明らかなように、実質賃金上昇率の高まりは
財政の持続可能性の観点からも、また年金受給額
の十分性の観点からも望ましい。なぜなら、実質
賃金上昇率はいくつかの領域でマイナスの符号と
ともに所得代替率の項に入っており、また別のい
くつかの領域でプラスの符号とともに実質年金受
給額の項に入っているからである。なお、既に何
度も述べたように、現行の名目下限ルールの下で
は、マクロ経済スライドが全く実施されない、あ
るいは部分的にしか実施されないことがある点に
は留意する必要がある。

表1 所得代替率と実質年金受給額の変動要因

① 物価上昇率<賃金上昇率のケース

	所得代替率	実質年金受給額
新規裁定者	-マクロ経済スライド調整率	実質賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率
既裁定者	-実質賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率	-マクロ経済スライド調整率

②-a 0<賃金上昇率<物価上昇率のケース

	所得代替率	実質年金受給額
新規裁定者	-マクロ経済スライド調整率	実質賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率
既裁定者	-マクロ経済スライド調整率	実質賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率

②-b 賃金上昇率<0<物価上昇率のケース

	所得代替率	実質年金受給額
新規裁定者	-賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率	-物価上昇率-マクロ経済スライド調整率
既裁定者	-賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率	-物価上昇率-マクロ経済スライド調整率

②-c 賃金上昇率<物価上昇率<0のケース

	所得代替率	実質年金受給額
新規裁定者	-実質賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率	-マクロ経済スライド調整率
既裁定者	-実質賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率	-マクロ経済スライド調整率

(出所) 現行の年金受給額改定ルールを基に筆者作成。

(注) 現行名目下限ルールの下では、マクロ経済スライドは、ケース①では全く実施されない、あるいは部分的にしか実施されない可能性があり、ケース②-aでは部分的にしか実施されない可能性があり、ケース②-b及び②-cでは実施されない。

4. 2014年財政検証が前提とする賃金・物価上昇率

2014年財政検証では経済前提に関して複数のケースを設定している。各ケースにおける賃金・物価上昇率は表2のとおりである。

表2 賃金・物価・実質賃金に関する想定

(単位：%)

	2014年～2023年(年平均)			2024年～(毎年)		
	賃金上昇率	物価上昇率	実質賃金上昇率	賃金上昇率	物価上昇率	実質賃金上昇率
ケースA	3.3	2.2	1.1	4.3	2.0	2.3
ケースB				3.9	1.8	2.1
ケースC				3.4	1.6	1.8
ケースD				3.0	1.4	1.6
ケースE				2.5	1.2	1.3
ケースF	2.4	1.6	0.8	2.5	1.2	1.3
ケースG				1.9	0.9	1.0
ケースH				1.3	0.6	0.7

(出所) 参考文献[1]を基に筆者作成。

(注) 2014年～2023年については、年によって前提とされる賃金・物価上昇率は異なるが、ここでは10年間の年平均上昇率を示している。他方、2024年以降については毎年同じ賃金・物価上昇率が想定されている。

この表から明らかなように、2014年財政検証ではすべてのケースで、

0<物価上昇率<賃金上昇率

が想定されている。次に、2014年財政検証におけるマクロ経済スライド調整率に関する想定は以下の表3のようになっている。

表3 マクロ経済スライド調整率に関する想定

(単位：%)

	2015年度～ 2024年度 (平均)	2025年度～ 2034年度 (平均)
ケースA～ケースE	1.0	1.1
ケースF～ケースH	1.1	1.2

(出所) 参考文献 [1] を基に筆者作成。

ここからみてとれるように、多くのケースで、

マクロ経済スライド調整率 ≤ 実質賃金上昇率

あるいは、同じことであるが、

マクロ経済スライド調整率 ≤ 賃金上昇率 - 物価上昇率

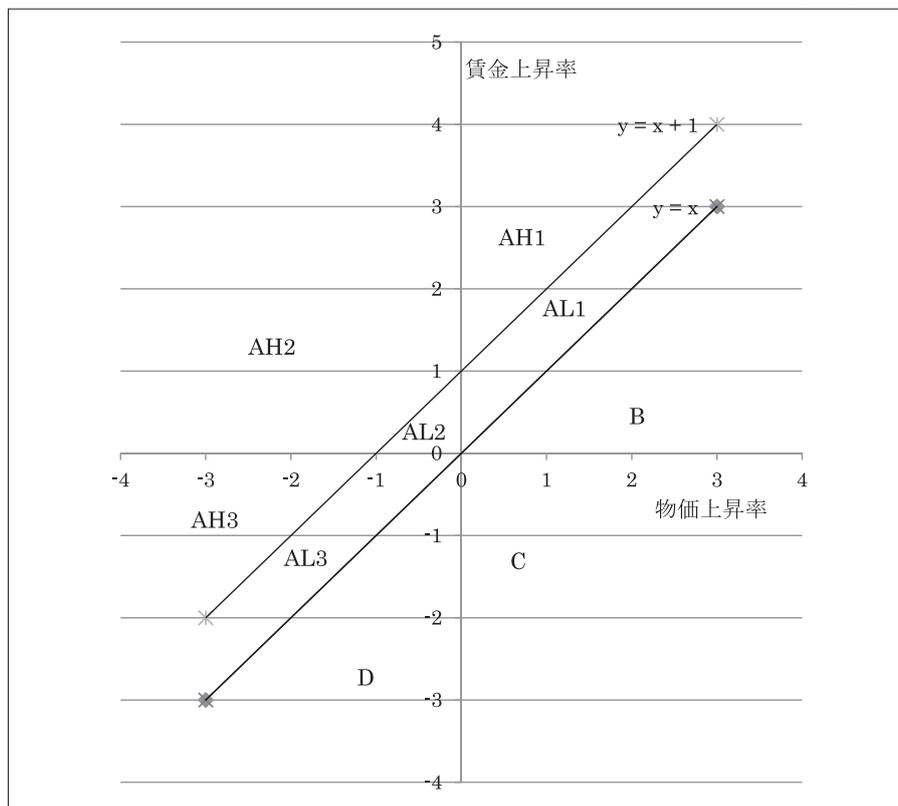
が満たされている。すなわち、図1の上では、AH1の領域にあると想定されている。この領域に入らないのは、短・中期（2014年～2023年）のケー

スF～Hと長期（2024年～）のケースG～Hのみである。

AH1の領域を想定することによって、所得代替率と実質年金受給額は経年的にどのように変化するのであろうか。この点については、表1の①からも明らかなように、所得代替率は裁定を受ける前も後も低下するものの、裁定を受けるまでは実質年金受給額は増加するという極めて好都合な結果が導き出される。例えば、AH1の領域で最も条件の厳しいケースであるケースEについてみると、厚生年金の標準的な夫婦の新規裁定時の実質年金受給額（2014年度価格）は2014年度21.8万円、2024年度22.2万円、2034年度23.6万円、2044年度24.7万円と順調に増加していく。ただし、AH1の領域にあったとしても、ひとたび裁定を受けた後は、実質年金受給額は減少することになる。所得代替率についても、既裁定者のそれが「-実質賃金上昇率-マクロ経済スライド調整率」で変動することから、既裁定者についてはマクロ経済スライドによる調整以上の財政健全化が実現する。

図1 2014年財政検証が想定する賃金・物価上昇率

(単位：%)



(出所) 参考文献 [1] を基に筆者作成。

(注) この図では、簡単化のためにマクロ経済スライド調整率を1.0%と仮定している。

仮に実質賃金上昇率が正であるが、マクロ経済スライド調整率を下回り、図1のAL1の領域にあったとするとどうなるであろうか。この場合も裁定を受ける前も後も所得代替率は低下し、また既裁定者の実質年金受給額は減少する。AH1の領域と大きく異なるのは、新規裁定者の実質年金受給額も経年的に減少することである。したがって、実質年金受給額は裁定前も裁定後も減少を続けることになる。例えばケースGについてみると、先ほどと同じ厚生年金の標準的な夫婦の新規裁定時の実質年金受給額（2014年度価格）は2014年度21.8万円、2024年度21.2万円、2034年度21.1万円、2044年度21.0万円と減少していく。

既にみたように、2014年財政検証では多くのケースで賃金・物価上昇率がAH1の領域にあることを想定している。実はそれだけではなく、賃金・物価上昇率が更に厳しい条件を満たすことを多くのケースで想定している。それは、

物価上昇率 > マクロ経済スライド調整率

という条件である。AH1の領域では、

賃金上昇率 > 物価上昇率 + マクロ経済スライド調整率

が成り立っていることから、以上の二つの式がともに成立している領域では、

賃金上昇率 > 2 × マクロ経済スライド調整率

も成立することになる。図1でみると、AH1の中でさらに

物価上昇率 > 1（図1の仮定するマクロ経済スライド調整率）

を満たしたより狭い領域であり、2014年財政検証の短・中期ケースA～E、長期のケースA～Fがこの領域に入っている。これらのケースでは賃金・物価上昇率がこの狭い領域に入ることにより、現行名目下限ルールの下でも、新規裁定者、既裁定

者ともにマクロ経済スライドがフルに実施されることになる。これにより所得代替率は経年的に着実に低下することから、マクロ経済スライドによる調整が早期に終了する。ケースEではマクロ経済スライドによる調整は2043年度に終了する。これに対し、前述したケースGでは、同スライドによる調整は、仮に所得代替率が50%を下回っても機械的に継続する場合、2058年度まで続くことになる。さらにケースHとなると、機械的に同スライドによる調整を続けた場合、国民年金の積立金は2055年度に枯渇する。

こうしてみたように、2014年財政検証では多くのケースで賃金・物価上昇率についてAH1の中の更に狭い領域を想定することにより、所得代替率の着実な低下と新規裁定者の実質年金受給額の増加とが両立可能となっている。

5. 近年の賃金・物価動向

しかし、近年の賃金・物価上昇率の推移をみると、こうした想定とはかけ離れている。表4は過去10年の推移をみたものである。10年間の平均は、賃金上昇率が△0.4%、物価上昇率が0.2%となっている。また、賃金上昇率は全ての年で物価上昇率を下回っている。

表4 近年の賃金・物価上昇率

（単位：%）

年	賃金 上昇率	物価 上昇率	年	賃金 上昇率	物価 上昇率
2005	△0.4	△0.3	2010	△2.2	△0.7
2006	0.0	0.3	2011	△1.6	△0.3
2007	△0.4	0.0	2012	△0.6	0.0
2008	0.9	1.4	2013	0.3	0.4
2009	△2.6	△1.4	2014	2.3	2.7

（出所）厚生労働省年金局「年金額の改定（スライド）の在り方」（平成26年10月15日）、同「平成27年度の年金額改定について」（平成27年1月30日）及び総務省「消費者物価指数」を基に筆者作成。

これらの実績を図1に即してみると、賃金・物価上昇率がともに正（またはゼロ）であるBの領域にあったのが4回、ともに負（またはゼロ）であるDの領域にあったのが6回である。2014年財

政検証が想定する、

賃金上昇率 > 物価上昇率

は少なくとも過去10年は成立しておらず、ましてや

賃金上昇率 > 物価上昇率 + マクロ経済スライド調整率

という姿からはほど遠い実状にある。

また、物価上昇率がマクロ経済スライド調整率を上回ったのも、世界的な一次産品価格高騰の影響を受けた2008年と、消費税増税の影響が大きかった2014年のみである。

確かに過去10年の日本はデフレの真ただ中であり、これからも同じような賃金・物価動向が継続すると想定することは適切ではないであろう。今後、経済成長の高まりなどにより、賃金・物価上昇率についても、また両者の差である実質賃金上昇率についても、2014年財政検証が想定するような方向に変化していくことが期待されるが、どこまで実現されるか予断を許さない。特に、ここ10年マイナスが続いている実質賃金上昇率が継続的にマクロ経済スライド調整率を上回るの容易ではない。

以上みてきたように、2014年財政検証では、多くのケースで高い賃金・物価上昇率と高い実質賃金上昇率の両方を想定することにより、名目下限ルールの下でも年金財政の健全性と年金受給額の十分性の双方をかなりの程度満たすことが可能となっている。仮にこれらの想定が崩れると、2014年財政検証の描くような好都合な結果は得られなくなる。

6. 政策的含意

高い実質賃金上昇率を実現するためには高い労働生産性上昇率が必要であることは言うを待たない。結局のところ、公的年金制度の将来のためにも、実物面における労働生産性向上と名目面における賃金・物価の適度な上昇という、いわばマク

ロ経済政策の基本的目標の実現が不可欠であることが本稿の分析から明らかとなった。

また、現行名目下限ルールの下では、

賃金上昇率 \geq マクロ経済スライド調整率

物価上昇率 \geq マクロ経済スライド調整率

の双方が成立してはじめてマクロ経済スライドは完全に実施される。したがって、それ以外の領域では財政の健全性がその分損なわれることになる。こうした観点からも名目下限ルールは一刻も早く撤廃すべきであろう。

おわりに

2014年財政検証の諸前提については、これまで多くの識者・論者が年金基金の運用利回りの高さや賃金・物価上昇率の高さを問題視してきた。本稿では、単に賃金・物価上昇率が高いという一般論にとどまらず、まず賃金・物価・実質賃金上昇率及びマクロ経済スライド調整率の4つの変数に関し2014年財政検証がどのような想定を置いているのかを整理した。その上で、同検証が想定する狭い領域においてのみ、年金制度の将来について相当健全な姿を描くことが可能である点を明確に示した。また、年金制度を評価する際に用いる指標として、従来の所得代替率に加え、実質年金受給額という指標を採用することが有益であることを明らかにした。

参考文献

- [1] 厚生労働省 『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し－平成26年財政検証結果－』 2014年6月3日。
- [2] 厚生労働省 『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算－オプション試算結果－』 2014年6月3日。

[3] 厚生労働省 『平成26年財政検証関連資料』
2014年6月27日。

[4] Mitsuo Hosen “Japan’s Public Pension: The
Great Vulnerability to Deflation” 内閣府経済
社会総合研究所ディスカッション・ペーパー
2010年11月。

-
- ¹⁾ 1999年から2001年まで3年連続で物価が下落し、物価スライドにより年金額を本来引き下げるはずであったにもかかわらず、特例法により年金額は据え置かれた。この本来よりも高い水準の年金額を特例水準の年金額と呼ぶ。その後も趨勢的なデフレが継続したことなどにより、特例水準は2014年度まで続いた。
- ²⁾ 正確には $(1 + \text{賃金上昇率} - \text{マクロ経済スライド調整率}) / (1 + \text{賃金上昇率}) - 1 = -\text{マクロ経済スライド調整率} / (1 + \text{賃金上昇率})$ となるが、近年の日本では賃金上昇率は1と比べて無視しうるほど小さい正または負の数字であることから、近似的にこのように表している。以下でも同様の理由から近似式を用いる。